

令和 6 年 9 月 5 日

第 3 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和6年9月5日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策観光課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	三谷 勝則
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純
代表監査委員	岸上 善宣

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願い致します。礼。よろしくお願い致します。

ご着席下さい。

お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして誠に有難うございます。

ただ今より、令和6年第3回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

先日というよりも先週ですね。台風10号が襲ってきまして、当初の前触れですと大きな台風が四国を横断するという風な前触れでありましたので、私どもも厳重に警戒をしなきゃいけないということで、若手の職員を初めローテーションを組みまして、そして徹夜で町民の皆さん方の生活を守るために尽力をしていたところではありますが、幸いにも影響はなく、大過なく過ごせましたことを大変うれしく思っております。しかし、これからも台風の季節になっておりますので、これからも町民の生命・財産を守るために、そういう大きな災害に遭わないように、私どもも努力をしてまいる所存であります。

そういう中におきまして、本日は9月の定例議会が、議員の皆様全員のご出席の中で開催されておりますことを大変うれしく思っております。また、この9月議会におきまして、色々と議案を提出しております。皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しまして皆様方にとって、また、私どもにとっても有意義な9月議会となりますことを心から願って冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

議長（小川 保）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和6年第3回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第3回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番、氏家 法雄 君、8番、金井 浩三 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。議会運営委員会委員長、金井 浩三 君。

議会運営委員会委員長（金井 浩三）

会期の件でございますが、本日、9月5日より9月26日までの22日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願い致します。以上でございます。

議長（小川 保）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より9月26日までの22日間とし、日程については本日9月5日（木）提案説明、6日（金）から10日（火）休会、11日（水）一般質問、12日（木）一般質問、13日（金）総務教育常任委員会・建設産業民生常任委員会・予算決算審査特別委員会、14日（土）から17日（火）休会、18日（水）総務教育常任委員会・建設産業民生常任委員会・予算決算審査特別委員会の予備日、19日（木）から25日（水）休会、26日（木）議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が10名となっており、11日（水）は、通告順で1番から7番まで、12日（木）は、通告順で8番から10番までと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より9月26日までの22日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より現金出納検査並びに令和5年度財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率に係る審査意見、町長より令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告を受けております。報告はタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略を致します。

続きまして、令和5年度各会計決算並びに資金運用状況審査意見報告を求めます。

岸上 監査委員。

代表監査委員（岸上 善宣）

お早うございます。

それでは、令和5年度の決算審査意見並びに基金運用状況の審査意見書を先般提出致しましたので、その概要をご報告致します。

タブレット端末に報告書の写しを掲載しておりますので、それに従ってご説明申し上げたいと思います。

なお、この中から抜粋して報告致しますので、ご了承頂きたいと思います。

まず、1ページでございますが、令和5年度多度津町各会計決算及び各基金の運用状

況の審査意見についてということで、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度多度津町一般会計、特別会計国民健康保険、同じく国民健康保険直営診療所、同じく公共下水道、同じく介護保険事業、同じく後期高齢者医療、以上の各会計の歳入歳出決算、及び証書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査を行った結果、次のとおりその意見書を提出致します。

次に、2ページでございます。審査の対象でございますが、今、申し上げたのと同じでございます。令和5年度の一般会計、特別会計5会計、そして各基金運用状況を示す書類、以上が審査の対象であります。

審査の期間であります。令和6年7月5日から令和6年7月19日まで、村井 監査委員と私、岸上の両名で、各課別に平均約2時間程度の時間をかけて実施致しました。審査の方法については省略させていただきます。

審査の結果であります。審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められました。

続きまして、一般会計及び各特別会計の予算額並びに決算額であります。3ページに記載していますので、お目通し頂けたらと思います。

次に4ページになりますが、まず、令和5年度一般会計です。

最終予算額は99億4,300万円と令和4年度からの繰越明許費5億3,819万7千円の合計予算額は、104億8,119万7千円となっております。

歳入決算額は、102億7,623万9千円、歳出決算額は、97億9,946万6千円で形式収支額は4億7,677万3千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,034万4千円を差し引いた実質収支額は、4億5,642万9千円の黒字決算となっております。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた令和5年度の単年度収支額は、6,409万8千円の赤字であり、さらに財政調整基金への積立及び取り崩しなどを加減した実質単年度収支額は3億8,406万9千円の赤字となっております。

続きまして特別会計は、最終の差し引きの実質収支額のみ申し上げます。

いずれも黒字でございます。

まず、国民健康保険であります。差し引き実質収支額は1億7,251万5千円の黒字決算であります。

続きまして、国民健康保険直営診療所であります。差し引き実質収支額は352万1千円の黒字決算であります。

続きまして、公共下水道であります。翌年度へ繰り越すべき財源26万8千円を差し

引いた実質収支額は8,439万4千円の黒字決算であります。

同じく、介護保険事業であります、差し引き実質収支額は1億8,729万8千円の黒字決算であります。

同じく、後期高齢者医療であります、差し引き実質収支額は6万7千円の黒字決算であります。

続きまして、5ページ以降に今回の決算審査の過程におきまして、私も監査委員から各課に対して申し上げた意見とか、指摘事項について列挙しておりますので、順次、読み上げさせていただきます。

なお、重大な指摘事項はございません。

まず、令和5年度の会計決算全般でございます。

一般会計決算について、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は約4億5,643万円の黒字決算となる見込みであります、この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は約6,410万円の赤字となり、財政調整基金への積立や取り崩しなどを加減した実質単年度収支額は約3億8,407万円の赤字になる見込みとなっております。

我が国の経済は、ロシアとウクライナの紛争が長期化していることやイスラエルのガザ地区への侵攻など不安定な中東情勢に伴う資源価格の高騰をはじめ、欧米諸国との金利差や為替変動の影響を受けて円安傾向が続いていることで物価が上昇しており、今後の財政状況の悪化が懸念されている。

本町においては、近年、実質単年度収支の赤字が続いていることや依然として町債残高が約143億円と高止まりしていることにより将来負担比率の全国順位が悪化していることに加えて臨時財政対策債を含む地方交付税等の動向及び主要な自主財源である町税についても景気の動向によっては先行きが不透明な状況なので、多様化する行政サービスを低下させることのないように、不要・不急の事業は控えるなど各課が徹底して歳出削減を心掛けることをはじめ、緊張感を持って健全な財政運営に取り組むことが求められている。としております。

続いて各課への指摘事項に移りますが、

最初に議会事務局です。

多度津町議会では議場や委員会室での携帯電話の電源を切る取組をしているが、他自治体で町議会議員がスマートフォンのゲームを社会科見学の小学生に指摘されて辞職した事例もあることから、議会事務局として動向を注視しながら今後も議会の品位を保持する取組を維持して頂きたい。

次に町長公室です。

1点目として、担当者がフリー素材と判断して町の広報紙に掲載したイラストが著作権者から無断使用による損害賠償や使用料を請求される事例もあることから、イラスト等を使用する際には担当課だけでなく印刷業者とも無料での使用が可能なのか再

確認することを徹底して頂きたい。

2点目として、全国の自治体において住民からのカスタマーハラスメントが原因で職員がメンタル面の病気を発症したり退職するケースが発生しているので、職員へのカスタマーハラスメントに対する研修の実施についても検討して頂きたい。

次に総務課です。

1点目として、老朽化した旧役場庁舎や福祉センター及び中央公民館については、日常の安全面を担保しながら、多くの住民が利用しやすく喜ばれる公共施設に生まれ変われるように、財政的な負担が小さくなる有利な補助金や交付金を検討して将来負担比率が悪化しない方策について全庁的な課題事項として協議を進めて頂きたい。

2点目として、交通事故が多発する交差点やゴミ集積所などに自治会等から防犯灯や防犯カメラ設置の要望があった場合に備えて、有利な各種補助金などの情報を収集して相談しやすい体制を整えて頂きたい。

続いて政策観光課です。

1点目として、ふるさと納税については総務省がたびたび制度を変更しており、直近では仲介サイトが寄附者に付与しているポイントを除外する方針を示しているので、今後も制度変更されて新しくなるルールを守りながら、寄附額を増やせるように努めて頂きたい。

2点目として、移住先に本町を選択してもらえるように、移住・定住フェア等を通じた活動で発信力を強化するとともに東京などの大都市圏からの移住希望者の問い合わせに対して有利な補助金制度や複数ある空き家情報からベストマッチできるように様々な支援策を講じるように努めて頂きたい。

次に税務課です。

毎年年末に行っている電話催告での徴収については一定の効果があるので、税の公平性を担保する面からも継続して取り組んで頂きたい。

次に住民環境課です。

1点目として、畜犬登録数と実数には差異があると思われるが、発症すると致死率の高い狂犬病に効果のある飼い犬へのワクチン予防接種率が低くなっている所以、広報等で接種漏れがないように周知に努めて頂きたい。

2点目として、ゼロカーボンシティ宣言をしているので、緑のカーテン事業を広めるためにも公共施設での取組を拡大するとともに住民の理解が得られるように周知に努めて頂きたい。

続いて高齢者保険課です。

要介護リスクに繋がる高齢者の認知機能や身体機能の衰えを予防したり改善するためには、買い物途中で体操を取り入れるリハビリが効果的であるという報告もあるので、社会福祉協議会が実施している「おもしろい買い物ツアー」においても「介護予防教室」の運動と組み合わせることができないか検討して頂きたい。

次に健康福祉課です。

全世代を通じて一定数がある「ひきこもり状態」にある人やその家族が「たらい回し」にならないように、相談があれば専門的知見を持った相談員を配置している事業所にスムーズに繋げることで当事者に寄り添える支援体制を継続できるように努めて頂きたい。

次に建設課です。

1点目として、他自治体で交差点に設置されていたカーブミラーが強風で倒れて小学生の頭部を直撃する事故が発生しているので、町内に設置されたカーブミラーや標識の支柱の腐食や不具合を定期的に点検する体制を整えるとともに不備があれば緊急修理するように努めて頂きたい。

2点目として、下水道事業では定期的に水質検査を実施しているが、基準値を超える数値を測定した場合には、その原因を特定して該当する事業所に改善を求める指導を継続されたい。

次に産業課です。

「ため池」を活用した太陽光発電事業が大きなトラブルもなく順調に推移すれば、水利組合等の受益者にも収入などのメリットがあることから、同様の事業計画の相談があれば、他の「ため池」においても支援ができるように協力体制を整えて頂きたい。

続いて出納室です。

国内で長らく続いていた低金利政策が、今後は上昇していくと思われるので、基金等で入出金の動きが少ない公金については他自治体を参考にしながら、リスクが少なく有利な運用方法について研究されたい。

次に消防本部です。

緊急出動中の消防車や救急車の交通事故が全国で発生しているので、当直責任者が勤務する消防職員に対して運転免許証を携帯しているかをはじめ、免許停止処分や有効期限切れでないかを確認する体制をとることと併せて交通事故を起こさない教育を徹底するように心掛けて頂きたい。

最後に旧教育課（教育総務課・生涯学習課）です。

1点目として、児童や生徒が給食でアレルギー物質を摂取すると死亡事故に繋がるので、納入業者に対して小麦や蕎麦などの食材が混入していないかを厳重に再確認することと併せて誤って喫食してアナフィラキシーショックを起こした場合にはマニュアルに従って対処できる体制を維持して頂きたい。

2点目として、近隣自治体では学校給食費を無償化しているので、本町においても予算を確保できるように今後の給食費無償化に向けた検討について協議を進めて頂きたい。

以上でございます。これで監査意見報告を終わります。

ご清聴、有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、令和５年度各会計決算並びに基金運用状況審査意見報告を終わります。

続きまして、町長報告であります。報告はタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略を致します。

日程第４．議案第１号、令和６年度多度津町一般会計補正予算（第２号）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢司）

お早うございます。

議案第１号、令和６年度多度津町一般会計補正予算（第２号）について提案説明を申し上げます。

第１条は、既定の歳入歳出予算の総額 96 億 5,190 万円に歳入歳出それぞれ 1 億 3,590 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 97 億 8,780 万円とするものでございます。

第２条は、債務負担行為で、地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることが出来る事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

6 ページをお開き下さい。「第２表 債務負担行為の補正」に記載してありますように、令和 6 年（行ウ）第 7 号、損害賠償請求事件に係る訴訟代理人との契約に関して、契約期間は訴訟という性質上、明確な期間が設けられず、訴訟の完結が来年度以降になる可能性が高いことから、訴訟が完結するまでの期間の債務負担行為として追加するものでございます。なお、限度額につきましても金額表示が困難ですので、文言で記載するものでございます。また、多度津中学校体育館空調機器設置工事、消防・救急デジタル無線システムネットワーク装置改修費についても、それぞれの期間において債務負担行為を行うものです。

第３条は地方債の補正です。

7 ページをお開き下さい。「第３表 地方債の補正」に記載してありますように社会福祉施設整備事業を 1,110 万円に、リサイクルプラザ整備事業を 2,070 万円に、道路整備事業を 6,750 万円に、教育施設整備事業を 870 万円に、保健体育施設整備事業を 320 万円に、臨時財政対策債を 2,261 万 4 千円にそれぞれ補正するものでございます。さて、このたびの補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、民生費、衛生費、教育費などとなっております。

歳入における増額補正の主なものは、地方特例交付金、国庫支出金、繰越金など、減額補正は、町税、地方交付税、県支出金となっております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

34 ページをお開き下さい。款 1. 議会費は 1 万円の増額補正により 1 億 1,124 万 2 千円に改めるもので、項 1. 議会費、目 1. 議会費の増額でございます。

36 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 979 万 9 千円の減額補正により 14 億 5,826 万 9 千円に改めるものでございます。項 1. 総務管理費は 271 万 1 千円の減額で、内訳としては、目 1. 一般管理費 935 万 7 千円を減額、目 5. 財産管理費 342 万 4 千円、目 6. 企画費 1 万 3 千円、目 8. 出張所費 11 万 5 千円。

38 ページをお開き下さい。目 10. 交通安全対策費 309 万 4 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 2. 徴税費は 885 万 6 千円の増額で、内訳としては、目 1. 税務総務費 191 万 3 千円を減額、目 2. 賦課徴収費 1,076 万 9 千円の増額でございます。項 3. 戸籍住民基本台帳費は、目 1. 戸籍住民基本台帳費 843 万 4 千円の減額でございます。項 5. 統計調査費は、目 1. 統計調査総務費 25 万円の増額でございます。項 6. 監査委員費は、40 ページをお開き下さい。目 1. 監査委員費 776 万円の減額でございます。

42 ページをお開き下さい。款 3. 民生費は 4,258 万 1 千円の増額補正により 34 億 2,032 万 6 千円に改めるものでございます。項 1. 社会福祉費は 3,683 万 8 千円の増額で、内訳としては、目 1. 社会福祉総務費 2,118 万 4 千円、目 2. 国民年金費 157 万円をそれぞれ増額、目 3. 老人福祉費 159 万 4 千円を減額、目 4. 総合福祉センター費 368 万 5 千円。

44 ページをお開き下さい。目 4. 社会福祉施設事業費 1,146 万 5 千円、目 7. 障害者福祉費 52 万 8 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 2. 児童福祉費は 574 万 3 千円の増額で、内訳としては、目 1. 児童福祉費 482 万円、目 2. 児童保育費 92 万 3 千円をそれぞれ増額するものでございます。

46 ページをお開き下さい。款 4. 衛生費は 7,910 万 3 千円の増額補正により 8 億 5,026 万 5 千円に改めるものでございます。項 1. 保健衛生費は 7,234 万 3 千円の増額で、内訳としては、目 1. 保健衛生総務費 43 万 6 千円、目 2. 予防費 6,992 万 6 千円、目 5. 環境保全費 198 万 1 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 2. 清掃費は 676 万円の増額で、内訳としては、目 1. 清掃総務費 20 万円を減額、目 3. じん芥処理費 696 万円の増額でございます。

48 ページをお開き下さい。款 6. 農林水産業費は 2,444 万 6 千円の減額補正により 3 億 1,273 万 4 千円に改めるもので、項 1. 農業費の減額でございます。内訳としては、目 1. 農業委員会費 45 万円の増額、目 2. 農業総務費 640 万 9 千円、目 3. 農業振興費 1,893 万 6 千円をそれぞれ減額、目 4. 農地費 16 万 1 千円、目 5. 地籍調査費 28 万 8 千円をそれぞれ増額するものでございます。

50 ページをお開き下さい。款 7. 商工費は 360 万円の増額補正により 1 億 2,730 万 7 千円に改めるもので、項 1. 商工費、目 1. 商工総務費の増額でございます。

52 ページをお開き下さい。款 8. 土木費は 1,556 万 7 千円の増額補正により 8 億

4,314 万 5 千円に改めるものでございます。項 1. 土木管理費は、目 1. 土木総務費 522 万 1 千円の減額でございます。項 2. 道路橋梁費は 840 万円の減額で、内訳としては、目 2. 道路維持修繕費 600 万円の増額、目 3. 道路新設改良舗装費 1,750 万円を減額、目 4. 交通安全施設整備費 310 万円の増額でございます。項 3. 河川費は 1,451 万 1 千円の増額で、内訳としては、目 1. 河川総務費 231 万 1 千円、目 2. 河川改良費 550 万円。

54 ページをお開き下さい。目 3. 施設管理費 670 万円をそれぞれ増額するものでございます。項 4. 港湾費は、目 2. 港湾建設費 250 万円の増額でございます。項 5. 住宅費は、目 1. 住宅管理費 63 万 7 千円の増額でございます。項 6. 都市計画費は 1,154 万円の増額で、内訳としては、目 3. 緑化推進費 337 万 9 千円、目 4. 公園事業費 816 万 1 千円をそれぞれ増額するものでございます。

56 ページをお開き下さい。款 9. 消防費は 624 万 9 千円の増額補正により 4 億 130 万 6 千円に改めるもので、項 1. 消防費の増額でございます。内訳としては、目 1. 常備消防費 624 万 4 千円、目 3. 消防施設費 5 千円をそれぞれ増額するものでございます。

58 ページをお開き下さい。款 10. 教育費は 2,303 万 5 千円の増額補正により 12 億 1,469 万 3 千円に改めるものでございます。項 1. 教育総務費は 1,052 万 5 千円の増額で、内訳としては、目 1. 教育委員会費 5 万円、目 2. 事務局費 1,047 万 5 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 2. 小学校費は 104 万 7 千円の増額で、内訳としては、目 1. 学校管理費 33 万 6 千円、目 3. 学校建設費 71 万 1 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 4. 幼稚園費は、目 1. 幼稚園費 452 万円の増額でございます。項 5. 社会教育費は 379 万 5 千円の増額で、内訳としては、目 1. 社会教育総務費 261 万 8 千円、目 2. 公民館費 117 万 7 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 6. 保健体育費は 314 万 8 千円の増額で、内訳としては、目 2. 学校給食費 216 万 9 千円。

60 ページをお開き下さい。目 3. 体育施設費 97 万 9 千円をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、歳入について、ご説明申し上げます。

14 ページをお開き下さい。款 1. 町税は 9,437 万 4 千円の減額補正により 28 億 3,268 万 2 千円に改めるもので、項 1. 町民税、目 1. 個人の減額でございます。

16 ページをお開き下さい。款 9. 地方特例交付金は 9,836 万 9 千円の増額補正により 1 億 1,336 万 9 千円に改めるものでございます。項 1. 地方特例交付金、目 1. 地方特例交付金 399 万 5 千円の増額でございます。項 5. 定額減税減収補填特例交付金、目 1. 定額減税減収補填特例交付金 9,437 万 4 千円の増額でございます。

18 ページをお開き下さい。款 10. 地方交付税は 1,742 万 6 千円の減額補正により 21 億 8,257 万 4 千円に改めるもので、項 1. 地方交付税、目 1. 地方交付税の減額でございます。

20 ページをお開き下さい。款 14. 国庫支出金は 5,998 万 3 千円の増額補正により 12 億 9,652 万 2 千円に改めるものでございます。項 1. 国庫負担金、目 2. 衛生費国庫負担金 3,263 万 5 千円の増額でございます。項 2. 国庫補助金は 2,734 万 8 千円の増額で、内訳としては、目 1. 総務費国庫補助金 2,154 万 8 千円、目 3. 民生費国庫補助金 580 万円をそれぞれ増額するものでございます。

22 ページをお開き下さい。款 15. 県支出金は 1,861 万 6 千円の減額補正により 7 億 4,224 万 6 千円に改めるもので、項 2. 県補助金の減額でございます。内訳としては、目 4. 農林水産業費県補助金 1,456 万 7 千円、目 6. 土木費県補助金 630 万円をそれぞれ減額、目 8. 教育費県補助金 225 万 1 千円の増額でございます。

24 ページをお開き下さい。款 17. 寄附金は 10 万円の増額補正により 3 億 10 万 1 千円に改めるもので、項 1. 寄附金、目 1. 寄附金の増額でございます。

26 ページをお開き下さい。項 18. 繰入金は 2,731 万 4 千円の増額補正により 6 億 8,402 万円に改めるものでございます。項 1. 繰入金、目 1. 繰入金 2,621 万 4 千円の増額でございます。項 2. 基金繰入金、目 13. 第 3 期健やか子ども基金繰入金 110 万円の増額でございます。

28 ページをお開き下さい。款 19. 繰越金は 4,214 万 6 千円の増額補正により 9,214 万 6 千円に改めるもので、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金の増額でございます。30 ページをお開き下さい。款 20. 諸収入は 3,339 万円の増額補正により 4 億 1,336 万 1 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の増額でございます。

32 ページをお開き下さい。款 21. 町債は 501 万 4 千円の増額補正により 2 億 5,891 万 4 千円に改めるもので、項 1. 町債の増額でございます。内訳としては、目 1. 民生債 470 万円、目 2. 衛生債 500 万円、目 3. 土木債 150 万円、目 5. 教育債 120 万円をそれぞれ増額、目 9. 臨時財政対策債 738 万 6 千円の減額でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 96 億 5,190 万円に 1 億 3,590 万円を追加し、97 億 8,780 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 5. 議案第 2 号、令和 6 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 1 号）、議案第 3 号、令和 6 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）、議案第 4 号、令和 6 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 2 号から議案第 4 号までの 3 議案を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第2号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）についてご説明致します。

国1ページをお開き下さい。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額26億70万円に歳入歳出それぞれ390万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億460万円に改めようとするものでございます。

このたびの補正のうち、歳出における主なものは人件費の増額であります。

一方、歳入における主なものは繰入金の減額と繰越金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

国12ページをお開き下さい。款1.総務費は379万5千円の増額補正により6,057万3千円に改めようとするものでございます。人件費の増額により、項1.総務管理費、目1.一般管理費を379万5千円増額するものです。

款6.保健事業費は9万円の増額補正により2,898万5千円に改めようとするものでございます。健康診断委託料の増額により、項2.目1.保健事業費を9万円増額するものです。

款9.諸支出金は1万5千円の増額補正により2,511万7千円に改めようとするものでございます。項1.償還金及び還付加算金のうち、令和5年度の出産育児一時金臨時補助金の返還金として、目3.償還金を1万5千円増額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。

国10ページをお開き下さい。款6.繰入金は6,761万2千円の減額補正により2億2,830万円に改めようとするものでございます。

項2.目1.基金繰入金を6,761万2千円減額するものです。款7.繰越金は7,151万2千円の増額補正により7,151万3千円に改めようとするものでございます。前年度の繰越金を予算化するもので、項1.目1.繰越金を7,151万2千円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ390万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億460万円とするものでございます。

次に議案第3号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）についてご説明致します。

直1ページをお開き下さい。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額2,910万円に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,120万円に改めようとするものです。

このたびの補正のうち、歳出における主なものは、人件費、嘱託医師委託料、医薬材料費等の増額であります。

一方、歳入における主なものは、診療収入の減額と繰越金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

直12ページをお開き下さい。款1.総務費は150万円の増額補正により2,656万7千

円に改めようとするものでございます。人件費及び嘱託医師委託料等の増額により、項 1. 施設管理費、目 1. 一般管理費を 150 万円増額するものです。

款 2. 医業費は 60 万円の増額補正により 461 万 1 千円に改めようとするものでございます。医療用機器の修繕や点検料、医薬材料費の増額により、項 1. 医療諸費のうち、目 1. 医療用機械器具費を 40 万円、目 2. 医薬材料費を 20 万円、それぞれ増額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。

直 10 ページをお開き下さい。款 1. 診療収入は 141 万 9 千円の減額補正により 615 万 9 千円に改めようとするものでございます。受診者数の減少により、項 1. 外来収入のうち、目 1. 国民健康保険診療収入を 20 万円、目 4. 一部負担金を 10 万円、目 6. 後期高齢者医療診療報酬収入を 111 万 9 千円、それぞれ減額するものです。

款 4. 繰越金は 351 万 9 千円の増額補正により 352 万円に改めようとするものでございます。前年度の繰越金を予算化するもので、項 1. 目 1. 繰越金を 351 万 9 千円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 210 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,120 万円とするものでございます。

次に議案第 4 号、令和 6 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）についてご説明致します。

介 1 ページをお開き下さい。今回の補正は、第 1 条において、既定の歳入歳出予算の総額 24 億 5,890 万円に歳入歳出それぞれ 1 億 8,420 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 26 億 4,310 万円に改めようとするものでございます。

このたびの補正のうち、歳出における主なものは、人件費の減額と基金積立金、諸支出金の増額であります。

一方、歳入における主なものは、繰入金の減額と繰越金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明致します。

介 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 326 万 8 千円の減額補正により 5,398 万 5 千円に改めようとするものでございます。人件費の減額等により項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費を 326 万 8 千円減額するものです。

款 2. 保険給付費の増減はありませんが、項 1. 介護サービス等諸費、目 1. 居宅介護サービス給付費を 1,200 万円減額し、項 2. 介護予防サービス等諸費のうち、目 1. 介護予防サービス給付費を 1,000 万円、目 6. 介護予防住宅改修費を 90 万円、目 7. 介護予防サービス計画給付費を 110 万円それぞれ増額、項 4. 高額介護サービス等費、目 1. 高額介護サービス費を 90 万円減額し、項 5. 高額医療合算介護サービス等費、目 1. 高額医療合算介護サービス費を 90 万円増額するものです。

款 5. 地域支援事業費は 21 万円の増額補正により 1 億 4,711 万 5 千円に改めようとするものでございます。

介 16 ページをお開き下さい。人件費の増額により、項 2. 目 1. 包括的支援事業・任意事業費を 21 万円増額するものです。

款 6. 基金積立金は 4,576 万円の増額補正により 5,093 万 3 千円に改めようとするもので、過年度の精算等により、項 1. 基金積立金、目 1. 介護保険財政調整基金積立金を 4,576 万円増額するものです。

款 8. 諸支出金は 1 億 4,149 万 8 千円の増額補正により 1 億 4,270 万 1 千円に改めようとするものでございます。過年度の精算により、項 1. 償還金及び還付加算金のうち、目 2. 償還金を 9,382 万 7 千円、目 6. 介護給付費交付金返還金を 2,145 万 6 千円、項 3. 繰出金、目 1. 一般会計繰出金を 2,621 万 5 千円、それぞれ増額するものです。次に歳入について、ご説明致します。

介 10 ページをお開き下さい。款 3. 国庫支出金は 8 万 5 千円の増額補正により 5 億 6,578 万 1 千円に改めようとするものでございます。項 2. 国庫補助金のうち、目 2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を 4 千円、目 3. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）を 8 万 1 千円、それぞれ増額するものです。

款 4. 支払基金交付金は 4 千円の増額補正により 6 億 3,090 万 8 千円に改めようとするもので、項 1. 支払基金交付金、目 2. 地域支援事業支援交付金を 4 千円増額するものです。

款 5. 県支出金は 4 万 3 千円の増額補正により 3 億 5,444 万 7 千円に改めようとするものでございます。項 2. 県費補助金のうち、目 1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を 2 千円、目 2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）を 4 万 1 千円、それぞれ増額するものです。

款 8. 繰入金は 322 万 8 千円の減額補正により 3 億 8,685 万円に改めようとするものでございます。項 1. 一般会計繰入金のうち、目 2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）を 1 千円、目 3. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）を 3 万 9 千円、それぞれ増額し、目 4. その他一般会計繰入金を 326 万 8 千円減額するものです。

款 9. 繰越金は 1 億 8,729 万 6 千円の増額補正により 1 億 8,729 万 7 千円に改めようとするものでございます。項 1. 目 1. 繰越金を 1 億 8,729 万 6 千円増額するものです。以上により、歳入歳出それぞれ 1 億 8,420 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 26 億 4,310 万円に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 2 号、令和 6 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 1 号）、議案第 3 号、令和 6 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）及び議案第 4 号、令和 6 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）の 3 議案を一括して提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第5号、令和6年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第5号、令和6年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

3ページをお開き下さい。第2条は令和6年度多度津町公共下水道事業会計予算第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、第1款、下水道事業収益を310万8千円増額補正し、7億5,954万5千円に改めるものです。

内訳は、第1項、営業収益を4,507万9千円減額補正し、3億4,008万5千円に、第2項、営業外収益を4,818万7千円増額し、4億1,946万円に改めるものです。

次に支出につきましては、第1款、下水道事業費用を188万5千円減額補正し、7億4,041万円に改めるものです。

内訳は、第1項、営業費用を163万5千円減額し、6億9,707万8千円に、第3項、特別損失を25万円減額し、1,211万9千円に改めるものです。

次に第3条で、予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,085万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,316万3千円、引継金5,298万5千円、当年度分損益勘定留保資金1億9,470万6千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、第1款、資本的収入を960万円減額補正し、5億4,174万4千円に改めるものです。

内訳は、第1項、企業債を960万円減額し、4億2,420万円に改めるものです。

続いて、4ページをご覧下さい。

支出につきましては、第1款、資本的支出を1万円減額補正し、8億259万8千円に改めるものです。

内訳は、第1項、建設改良費を1万円減額し、2億3,258万3千円に改めるものです。

次に第4条で、予算第4条の2本文中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,130万円及び5,470万円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,222万1千円及び7,389万8千円」に改めるものです。

次に第5条で、予算第5条で定めた起債の限度額を960万円減額補正し、4億2,420万円に改めるものです。

次に第6条で、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を補正するもので、職員給与費を187万円減額補正し、2,981万7千円に改めるものです。

次に第7条で、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額の予定額を補正するもので、一般会計補助金を4,816万円増額補正し、2億1,740万2千円に改めるものです。

また、5ページからは、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令に定められた予算に関する説明書として、7ページから「補正予算実施計画」、9ページに「予定キャッシュ・フロー計算書」、10ページから「給与費明細書」、12ページから「予定貸借対照表」、16ページに「予定損益計算書」、18ページから「事項別明細書」を添付しております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第5号、令和6年度多度津町公共下水道事業補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩と致します。議場内の時計で10時25分までと致します。

よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時8分

再開 午前10時25分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第7. 議案第6号、令和5年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第7号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について、議案第8号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について、議案第9号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について、議案第10号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について、議案第11号、令和5年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願い致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。会計管理者、村井 君。

会計管理者（村井 崇一）

お早うございます。

それでは、議案第6号から議案第11号までの6議案、一般会計及び特別会計5会計の

令和5年度歳入歳出決算認定について、一括して提案説明を申し上げます。

令和5年度各会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、町長より監査委員の審査に付し、去る8月22日に監査委員より審査意見書の提出を頂きました。

その結果は、先ほど岸上代表監査委員からご報告を頂いたところでございます。

つきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、各会計の決算の概要について、令和5年度「主要施策の成果に関する報告書」により、ご説明を申し上げます。

まず、17ページの「令和5年度会計別決算の状況」をお開き頂きたいと思います。

最初に、令和5年度一般会計の決算でございますが、下の表の「2. 一般会計決算総括表」をご覧ください。令和5年度の歳入総額は102億7,623万9千円、前年度に比べ5.2%、5億6,408万8千円の減少です。

また、歳出総額は97億9,946万6千円、前年度に比べ4.5%、4億6,673万9千円の減少です。

歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支額は4億7,677万3千円、この形式収支額から翌年度へ繰越すべき財源、2,034万4千円を差し引きました実質収支額は4億5,642万9千円の黒字です。

また、この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は6,409万8千円の赤字となり、さらに、この単年度収支額に財政調整基金への積立金2万9千円を加えて、財政調整基金から取り崩した額3億2,000万円を減じた実質単年度収支額は、3億8,406万9千円の赤字となっております。

次に、歳入でございます。19ページの「一般会計科目別歳入決算状況」をお開き下さい。歳入総額102億7,623万9千円の科目別内訳でございます。

このうち、構成比が高い科目でございますが、まず、「町税」が30億5,160万7千円で、構成比は29.7%と最も大きく占めております。

次に「地方交付税」が23億3,273万8千円で、構成比は22.7%、次に「国庫支出金」が15億1,358万6千円で、構成比は14.8%の順となっております。

また、この歳入を性質別に区分致しますと、この表の上側の「自主財源」の割合は43.7%。この表の下側の「依存財源」の割合は56.3%となっておりますが、この割合は前年度から変わっておりません。

次に、歳出でございます。21ページ「一般会計目的別歳出決算状況」をお開き下さい。歳出総額97億9,946万6千円の目的別内訳でございます。

歳出において、構成比が最も高い科目は「民生費」で34億771万6千円、構成比は34.8%。次に「土木費」の14億1,322万8千円で14.4%、次に「総務費」が12億8,027万7千円で13.1%、以下「教育費」が11.7%、「公債費」が10.6%の順と

なっております。

次に、22 ページ「一般会計性質別歳出決算状況」をお開き下さい。歳出をその性質別に「義務的経費」、「その他の経費」、「投資的経費」に区分しておりますが、まず、上段の「義務的経費」は 47 億 49 万 6 千円、構成比は 48.0%で前年度に比べ 5.7%、2 億 5,139 万 6 千円の増加です。

中段の「その他の経費」は 40 億 9,887 万 3 千円、構成比は 41.8%で前年度に比べ 9.1%、4 億 872 万 2 千円の減少です。

下の段の「投資的経費」は 10 億 9 万 7 千円、構成比は 10.2%で前年度に比べ 23.6%、3 億 941 万 3 千円の減少です。

以上が、一般会計の決算概要でございます。

続きまして、特別会計でございます。

再び 17 ページをお開き下さい。上の表「令和 5 年度会計別決算の状況」の特別会計の欄をご覧下さい。まず、「特別会計国民健康保険」は、歳入総額 26 億 6,709 万円、前年度に比べ 4.9%の減少、歳出総額 24 億 9,457 万 5 千円、前年度に比べ 4.4%の減少で、実質収支額は 1 億 7,251 万 5 千円の黒字です。

次に「特別会計国民健康保険直営診療所」は、歳入総額 3,005 万 3 千円、前年度に比べ 11.9%の減少、歳出総額 2,653 万 2 千円、前年度に比べ 15.9%の減少で、実質収支額は 352 万 1 千円の黒字です。

次に「特別会計公共下水道」は、歳入総額 10 億 9,637 万 4 千円、前年度に比べ 11.3%の増加、歳出総額 10 億 1,171 万 2 千円、前年度に比べ 4.6%の増加で、翌年度に繰り越すべき財源 26 万 8 千円を差し引きました実質収支額は、8,439 万 4 千円の黒字です。

次に「特別会計介護保険事業」は、歳入総額 26 億 5,995 万 3 千円、前年度に比べ 2.5%の増加、歳出総額 24 億 7,265 万 5 千円、前年度に比べ 2.3%の増加で、実質収支額は 1 億 8,729 万 8 千円の黒字です。

最後に「特別会計後期高齢者医療」は、歳入総額 4 億 1,298 万円、前年度に比べ 4.6%の増加、歳出総額 4 億 1,291 万 3 千円、前年度に比べ 5.0%の増加で、実質収支額は 6 万 7 千円の黒字です。

特別会計全体の実質収支額では、4 億 4,779 万 5 千円の黒字となっております。

以上が、特別会計の決算概要でございます。

次に「町債の状況」でございます。

27 ページをお開き下さい。1 番上の行の一般会計の令和 5 年度末の現在高は 143 億 800 万 4 千円で、前年度に比べ 3.5%、5 億 1,814 万 4 千円の減少となっております。

次に、こちらの表の下の方にある「特別会計」でございますが、国民健康保険直営診療所の令和 5 年度末現在高は 440 万円で、前年度からの増減はありません。

特別会計公共下水道の令和 5 年度末現在高は 56 億 7,728 万 7 千円で、前年度に比べ

4.1%、2億3,988万6千円の減少となっております。

こちらの表の1番下の「合計」は、全会計を合わせた残高となりますが、令和5年度末現在高は199億8,969万1千円で、前年度に比べ3.7%、7億5,803万円の減少となっております。

ここから冊子が「令和5年度歳入歳出決算書」に変わりますので、よろしくお願いします。

次に「令和5年度歳入歳出決算書」の「財産に関する調書」につきまして、説明を申し上げます。

令和5年度歳入歳出決算書の394・395ページをお開き下さい。

公有財産の内、「土地及び建物」でございますが、区分ごとの読み上げは省略させていただきます。

まず「土地」です。

394ページの表の1番下の合計欄ですが、左から前年度末114万7,423.35㎡から決算年度中に2147.92㎡減少致しまして、決算年度末は114万5275.43㎡となりました。

次に「建物」でございます。

395ページの1番下の合計欄の右側でございます。木造・非木造を合わせた建物の延面積の合計は、前年度末10万4,655.68㎡から決算年度中に260.68㎡減少致しまして、決算年度末は10万4,395㎡となっております。

次に396ページをお開き下さい。「動産」と「有価証券」でございますが、いずれも決算年度中の増減はありません。

次に397ページをご覧ください。「出資による権利」でございますが、「香川県広域水道企業団出資金」が1,105万5千円の増額で、決算年度末現在高は4,305万5千円となっております。

その他の決算年度中の増減はありませんでした。

398ページをお開き下さい。取得価格が100万円以上の「備品」でございます。

決算年度中の増減は、399ページの下から7行目の「普通乗用車」が1点増加し、その3行下の「塵芥車」が1点の減少となっております。

次に401ページをお開き下さい。50万円以上の「教材備品」と「美術品」でございますが、いずれも決算年度中の増減はありませんでした。

次に402ページをご覧ください。「基金」でございます。上の表の(1)、「特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金」の1番下の「合計」の欄ですが、左から前年度末現在高22億7,219万7,308円に4億5,326万1,317円を積立て、3億3,379万4,558円を取り崩したことにより決算年度末現在高は23億9,166万4,067円となっており、前年度末から1億1,946万6,759円の増加となっております。

決算年度中の主な増減は、まず「財政調整基金」は、前年度の決算剰余金の一部

3 億円と運用利息分 2 万 9,308 円を積み立てまして、令和 5 年度事業の財源として、3 億 2 千万円の取り崩しでございます。

「奨学基金」は、運用利息分 2,007 円を積み立て、奨学金の貸付などに充てるため、182 万 9,700 円を取り崩しております。次の「減債基金」は、運用利息分 2,621 円を含む 2,918 万 8,621 円を積み立てております。次の「地域福祉基金」は、増減はございません。次の「中山間ふるさと・水と土保全対策基金」の 216 円、及び「国民健康保険財政調整基金」7,918 円、こちらにつきましては、いずれも運用利息分の積み立てでございます。次の「農業振興基金」は運用利息分 135 円を含む 4 万 4,563 円を積み立て、令和 5 年度事業の財源として 261 万 3,737 円を取り崩しております。次の「介護保険財政調整基金」は運用利息分 6,225 円を含む 5,640 万 9,738 円を積み立てております。次の「多度津町第 3 期健やか子ども基金」は、運用利息分 190 円を含む 1,330 万 190 円を積み立てまして、令和 5 年度事業の財源として 318 万 121 円を取り崩しております。次の「学校教育施設等整備基金」は、運用利息分 937 円を含む 1,300 万 937 円を積み立てております。次の「旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金」は運用利息分 189 円を含む 4,127 万 7,819 円を積み立てまして、令和 5 年度事業の財源として 617 万 1,000 円を取り崩しております。

次に、下の表の（２）「特定の目的のために定額の資金を運用するための基金」でございますが、「国民健康保険高額療養費貸付基金」は、決算年度中の利用はありませんでしたので、決算年度末現在額は 500 万円でございます。

最後に 403 ページをご覧ください。「債権」でございます。「公共下水道事業受益者負担金」は決算年度中の増減はありませんでしたので、決算年度末現在額は 3 万 8,000 円となっております。

以上、議案第 6 号から議案第 11 号までの 6 議案、一般会計及び特別会計 5 会計の令和 5 年度歳入歳出決算認定について、一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 12 号、香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願い致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 12 号、香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、地方自治法第 291 条の 3 第 1

項の規定により、香川県後期高齢者医療広域連合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となりました。

つきましては、この協議について同法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約変更により、2 ページの表中の別表第 1（第 4 条関係）の文言が一部変更となりますが、この変更につきましてはマイナ保険証への移行に伴い、現行の被保険者証の発行が廃止され、代替として資格確認書等の発行を行うことによる資格帳票の名称を変更するものであります。事務内容が変更となるものでは、ございません。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 12 号、香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに提案理由の説明がされました議案で、議案第 1 号から第 5 号を総務教育常任委員会に、議案第 12 号を建設産業民生常任委員会に、議案第 6 号から第 11 号を予算決算審査特別委員会に多度津町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって 5 議案を会期中の総務教育常任委員会に、1 議案を建設産業民生常任委員会に、6 議案を予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定を致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了を致しました。

これにて、散会を致します。

一同、ご起立をお願いします。礼。

ご苦労様でした。

ご散会下さい。

散会 午前 11 時 17 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 6 年 9 月 5 日
第 3 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記